

IEEJ NEWSLETTER

No.61

2008.10.3 発行

(月 1 回発行)

財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 専務理事 十市 勉

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0212 FAX: 03-5547-0223

目次

1. 国際金融危機と原油価格
2. 市場連動・週決め方式へ移行する石油製品卸価格
3. 難航の末に発効する米印原子力協力協定
4. 丹波レポート：グルジア紛争を巡るその後の諸情勢
5. 中東ウォッチング：核問題での対峙が続くイランと米国
6. 審議会ハイライト

1. 国際金融危機と原油価格

9月15日、米国第4位の大手証券リーマン・ブラザーズが連邦破産法第11条の適用を申請、経営破綻した。同社の負債額は6130億ドルと、2002年のワールドコム破綻を上回る最大規模の企業破綻となった。さらに、同日、同じく経営不安に陥っていた第3位証券会社メリルリンチのバンク・オブ・アメリカによる救済合併が発表され、翌16日には、破綻懸念が高まった最大手生命保険グループAIGへの850億ドル公的緊急融資と事実上の公的管理が発表されるなど、破綻・不安の連鎖が生じ、国際金融

市場・世界経済を震撼させた。

この状況下、国際原油市場では原油価格が急落、WTI 先物価格 (期近物、終値) は 9 月 15 日には 100 ドルを割り込み、16 日にはついに 91.15 ドルまで下げた。原油価格は、この急落で今年 7 月の最高値からは 37%もの下落となった。その後、米政府による大規模金融危機対策の検討が進む中で、原油価格は持ち直し、9 月 19 日以降は再び 100 ドルを上回る水準での展開となった。

サブプライム問題の発覚・深刻化の後、金融市場と原油価格の関係では、リスク資産からの代替投資として原油が選好され、金融不安は原油高をもたらしてきた。しかし、その流れは大きく変化し、現在は、**金融危機深刻化は世界同時の深刻な不況、ひいては石油需要低迷から、原油安をもたらす作用が前面に出てきている。**この点、**金融危機不安が払拭仕切れない面を考慮すると、当面は原油価格への下押しの力が作用しやすい**と考えられる。実際、米政府が調整してきた 7000 億ドルの公的資金規模を持つ「**金融安定化法**」が予想に反して米下院で**否決**されると、29 日の株式市場は 777 ドルと史上最大の下げを記録、**原油価格も 10 ドル以上下落して 96.37 ドルと急落**した。今後も、米政府の金融危機対策の帰趨、米国 (および世界各国) での大規模経営破綻の有無など次第で、**90 ドル割れの可能性も含め、原油価格は激しく変動**しよう。

なお、**下げ基調が強まった場合の OPEC の対応、地政学リスクなどによる石油供給懸念問題の影響など、原油相場を動かしうる不確定要因の存在も無視し得ない。**この状況下、石油先物価格は大変不安定となっており、米政府の金融支援策検討などを受けた 9 月 22 日は**一気に 16 ドルの上昇、翌日は反動減もあり 14 ドルの低下など、未曾有の価格変動を示した。**この価格変動の背景には、22 日が納会日 (限月の切替日) であったなどの特殊要因もあるが、**あまりの変動幅の大きさは規制当局の関心を集め、取引の適正性に関する精査の対象ともなった。**

いずれにせよ、**激しい価格変動は今の市場の特徴であり、ある意味では市場関係者の「不安感」の大きさ・方向感の低下を反映したものである**と見ることができる。今後も、**不透明感強まる金融市場と原油市場において、相互に影響を受けながら、極めて大きな変動を伴う相場展開が続くこと**になろう。(執筆日: 10 月 2 日)

(理事・戦略産業ユニット 総括 小山堅)

2. 市場連動・週決め方式へ移行する石油製品卸価格

原油価格と為替の変動に基づく現行の石油製品卸価格改定方式(月決め、月 2 回改定)は、湾岸戦争時の 90 年 9 月に導入され、その後、多くの元売が 18 年間に亘って採用してきたものである。しかし、最近のように日々乱高下する原油価格の下では製品価格転嫁へのタイムラグが生じ、かつ全油種一律改定では油種毎に異なる製品需給や価格変動に適切に対応しえなくなっている。そのため、出光興産は 9 月 16 日、10 月からスポット(業者間転売)価格や東京工業品取引所(TOCOM)等の製品市場価格を指標とし、週単位で卸価格を改定する方式へ変更すると発表した。

新方式では、TOCOM や RIM 社の製品別卸価格情報などの指標価格を基に、物流経費やブランド料などの経費を加算して、取引先ごとに石油タンクローリーでの持ち届け価格を提示する。ボリュームインセンティブも合理的な範囲で取り込むこととし、毎週木曜日の時点で「前週の木曜日～今週水曜日の市場」を参照し、「翌週月曜日～日曜日」に取引される価格」として提示する。対象油種はガソリン、灯油、軽油、A 重油の 4 油種である。さっそく 10 月 2 日には、10 月 6-12 日に適用される変動幅「対前週比ガソリン▲4.3 円、灯油▲2.3 円、軽油▲2.9 円、A 重油▲2.8 円」が公表された。

新日石も、10 月 1 日から新方式の導入に踏み切った。新日石方式では、特約店にあらかじめ TOCOM、RIM を基に 5 種類の基準価格を選択させるが、出光ではその按分や優先度は元売側で決めるとしている。ただし、軽油や A 重油が TOCOM に上場されていない現状では、これらの仕切指標は実質上 RIM に限定される。また新日石は、週毎の変動幅の公表はせず、毎月末に当月の「卸価格改定月間実績値」と従来からの「月次の原油コストの変動」を公表するとしている。

いずれにしても、新方式は製品毎の市場価格を指標とし、週単位で実施するため、製品別の価格変動に即応でき、取引先や系列販売店、消費者の理解を得やすく、価格変動のタイムラグも縮小すると考えられる。今後、TOCOM で軽油の再上場、A 重油の新規上場が実現でき、指標価格が TOCOM に一本化されれば、「公正・透明性のある市場」形成がより現実化する。コスモ石油、ジャパンエナジー、昭和シェル石油もいずれ新方式に移行すると見られ、新方式が業界標準となることが期待される。

(石油情報センター 研究理事 前川 忠)

3. 難航の末に発効する米印原子力協力協定

最後のハードルとなっていた米印原子力協力協定の承認に必要な米国内法の改正案が、10月2日、難航の末に下院(298対117)に続き、上院(86対13)でも批准に必要な3分の2を超える圧倒的な支持を得て成立した。これは、9月8日、45カ国で組織する「原子力供給国グループ(NSG)」総会で、核拡散防止条約(NPT)未加盟のインドを「例外扱い」し、同国への原子力技術や燃料等の輸入規制を事実上解除することを全会一致で決議したのを受けたものである。2005年7月に米印両国首脳間で合意され、07年7月に両政府間で正式に締結された同協定の発効には、①国際原子力機関(IAEA)とインドとの保障措置協定(核施設への立ち入り査察受入等)、②NSGによる承認、③米国議会の承認、が必要であった。①については、8月1日のIAEA緊急理事会において全会一致で承認されていた。

9月のNSG総会で異議を唱えたのは、ニュージーランド、豪州、ノルウェー、オランダ、スイス、アイルランドの6カ国であるが、いずれも全面反対というよりは、インドが核実験を行った場合には輸出停止するなど条件の明文化を要求した。これに対して、米国はインドが「核実験モラトリアム(凍結)継続」を表明し、核不拡散に取り組む約束をしたことを理由に、明文化の必要なしと主張し、またブッシュ大統領が承認に慎重な国々の首脳に直接呼びかけたことも功を奏したといえる。

NSG総会の決定を受けて、日本外務省は、上記の承認に至る経緯、及び今後ともインドをはじめ各国に核拡散防止やNPT加盟を呼びかけていく姿勢に変わりないことを表明した。また原子力委員会は、インドのエネルギー需要増大への対応として、地球温暖化対策と両立する原子力発電の有効性を評価する観点から、今回の決定に一定の理解を示す声明を発表した。さらに経済産業省も、日本からインドへの原子力技術協力を前向きに検討していきたい旨のコメントを出した。すでに9月30日には仏印原子力協力協定が調印されたが、それに続いてロシアも露印原子力協力協定の締結を予定している。インドと幅広い分野で戦略的な提携を進めている日本は、核拡散防止やNPT体制遵守の姿勢と矛盾しない一貫した原子力国際展開戦略を立て、インドとの原子力協力を進めていく必要がある。

(原子力グループ リーダー 村上 朋子)

4. 丹波レポート：グルジア紛争を巡るその後の諸情勢

9月1日に開かれた EU 首脳会議は、ロシアの対グルジア攻撃を強く非難すること
で一致したが、英国、ポーランド、バルト3国などの対ロ制裁措置を検討すべしとの
強硬路線は採択されず、ロシアがグルジア領土から完全撤退しない限り、ロシアと交
渉中の戦略的パートナーの協議(貿易やエネルギー問題を扱う包括的経済協力協定交
渉)を延期することを決定した。メドベージェフ大統領は、この EU の決定がロシア
に制裁を課するものでなかったため、ホッとして「理解のできる、現実的対応である」
と評価した。米国から見れば EU の対応はソフト過ぎるとの思いはあるが、ホワイト
ハウスは「EU と米国はグルジアの領土の一体性、主権、再建を強く支持することで
結束している」ことが示されたと EU 首脳会議の決定を歓迎した。

EU 議長国のサルコジ仏大統領は、9月8日訪ロしてメドベージェフ大統領と会談
して、ロシアが問題の2地域を除くグルジア領から1ヶ月以内に完全撤退すること、
ロシアが EU からの200人を含む国際監視団をグルジア領内に受け入れること、ロシ
アと EU が南オセチア情勢をめぐる国際協議を10月15日にジュネーブで開催するこ
となどで合意、同日サルコジ大統領はグルジアを訪問し、サーカシビリ大統領と会談
してこの合意を伝えた。今後ロシアがこの合意を遵守するか否かが注目され、また10
月のジュネーブ会議についても、ロシア側は問題の2つの”独立国”の参加を主張し
ているが、グルジア側は強く反対しており、紆余曲折が予想される。

米国は、ロシアのグルジア侵攻以来、当初より強くロシアを非難し続けており、9
月に入ってからにはチェーニー副大統領がアゼルバイジャン、ウクライナ、グルジアを
訪問し、これらの国との連帯をデモンストレートし、近くに予定されていたロシアと
の合同軍事演習の参加を取り消し、9月8日には米議会に対してロシアとの間で今年
5月に署名した原子力協力協定を凍結すると通告した。ただし、そのままでは議会が
批准を拒否することが明らかな雰囲気であるので、それを避けたという意味では、米
ロ関係を決定的に悪くするのを避ける為であったとも考えられる。

このような中、ライス国務長官は9月18日ワシントンで演説し、最近のロシアの
行動は「国内ではより独裁的、外国にはより侵略的である」、「自らの行動で WTO や
OECD に加盟するチャンスを失いつつある」、「国際的孤立か国際的協調のいずれか

を選択するのはロシア自身である」などと述べロシアを痛烈に批判した。ブッシュ大統領も 9 月 23 日の国連総会演説でグルジア問題に触れ、「国連憲章は国の大小を問わず等しい権利を銘記しているが、ロシアの侵略はこうした条文に違反するものである」と強くロシアを批判した。

ロシアは、9 月 5 日、親ロシア 6 ヶ国 (ベラルシ、キルギスタン、タジキスタン、カザフスタン、ウズベキスタン、アルメニア) との集団安全保障条約機構 (CSTO) の首脳会議をモスクワで開催し、グルジアを非難する宣言を出したが、問題の 2 地域の独立の承認を認めさせることはできなかった。8 月末の上海協力機構首脳会議の宣言は、「紛争の平和的解決」のみに言及し、グルジア非難もしなかったのは、やはり中国の慎重姿勢がブレーキをかけたことがこれで明らかになった。ロシアは、その後グルジアの問題の 2 地域と友好協力相互援助条約を結び、両地域にそれぞれ 3800 人のロシア軍部隊を配備することで合意した。ロシアが 2 地域の“独立”を承認し外交関係を樹立してから 1 ヶ月後の 9 月末になっても、ロシアに追随して「独立」を承認した国はニカラグアのみと言うのは、世界におけるロシアの孤立化を端的に示すもので、ソ連時代を通じてもロシアがこれ程孤立したことはなかった。

今後、欧米・ロ関係は第 2 次冷戦に向っているのでしょうか。メドベージェフ大統領は 8 月 26 日「ロシアは冷戦を求めないが、我々はそれを恐れもしない」と述べ、プーチン首相は 9 月 11 日「現在の世界に冷戦の素地はない」と述べている。プーチン首相は大統領時代に「ソ連の崩壊は 20 世紀の最大の地政学的な悲劇であった」と述べたが、このような思考の下で今後とも大国主義的、侵略的な外交を行っていく限り、東西の長期的対立は避けられない。しかし、それはかつてのイデオロギーの闘いではないので、この対立を「冷戦」と呼ぶかどうかはレトリックの問題である。また、現在のグローバル化された世界の中でいつまで孤立できるのかという問題もある。グルジア侵略とともにロシアの株価が 5 月に比べて 50%以上も下落し、外貨が 2~300 億ドル国外へ流出したと言われている。プーチン首相は 9 月 16 日 09 年の国防予算を 27%増額すると公表し軍備増強の姿勢を示したが、ロシアの軍事力は冷戦後、核兵力、通常兵力とも、相当劣化して来ており (ストックホルム国際平和研究所の資料では、07 年の軍事支出は米国の 5470 億ドルに対し、ロシアは 354 億ドル)、どれ程の長期的対立に耐えられるか疑問がある。

(顧問・元ロシア大使 丹波 實)

5. 中東ウォッチング：核問題での対峙が続くイランと米国

9月中旬に発表された**最新のIAEA報告書は、米国等から疑惑の申し立てのあった研究を、核開発疑惑の中心に位置付けている。**この研究とは、①未申告の4フッ化ウラン製造過程の存在、②高電圧多連装起爆装置のテスト、③実物大模型による半球体の爆発衝突実験、④弾道ミサイル「シャハーブ3」の弾頭内部の設計改良のことであり、いずれも核技術の軍事転用と密接な関係にある。ただし、イランは、一貫してこれらの疑惑を、「捏造された文書とデータに基づくもの」として反発を強めている。

報告書は、**イランが安保理決議の要求事項であるウラン濃縮の停止に従わず、また研究用重水炉の建設を続行していることにも触れている。**濃縮プラントに設置されている遠心分離器に導入された6フッ化ウランの総量が着実に増している様子は、遠心分離器の量的な拡充とともに、その運転を安定的に行い得る状態にイランの技術力が到達したことを示している。イランが480キログラムの低濃縮ウランを保有していることも**厳然たる事実**であり、米国やイスラエルの対イラン脅威認識が下がることはない。

イランの非妥協的な対応を受けて、安保理の常任理事国は、**新たな制裁措置に関する協議を開始する慣わしであるが、8月のグルジア危機で表面化した米口間の対立が妨げとなり、今回ばかりは簡単に事が運ばなくなっている。**国連総会に先んじて行われたライス米務長官のロシア非難発言を受けて、9月25日に予定されていた対イラン決議案をめぐる常任理事国とドイツによる外相級会合が取り止めとなった。また、中国も、この時期に追加制裁に動くことには後ろ向きの姿勢である。このため、安保理の新たな決議は、過去の決議の遵守をイランに求めるにとどまった。

その中で**米国は、欧州諸国と足並みをそろえながら、毅然として単独制裁措置を強化する方針**である。9月には禁輸品の搬送を行ったとしてイランの国営海運会社の資産を凍結し、また在ドバイの貿易会社とその関連会社に対しては特定機材の禁輸措置を発動している。テヘランにおける米国利益代表部の開設案に続き、米国産小麦の対イラン輸出容認を受けて、一時、**米国の政策転換が話題に上ったが、ブッシュ政権の対イラン融和策と考えられるような動きはすでに終息に向かっており、安保理の枠組みの外でイランに対する締め付けが強化されることは必至**である。

(理事・中東研究センター長 田中 浩一郎)

6. 審議会ハイライト

○総合資源エネルギー調査会第5回石油分科会(9月29日)

今回の分科会では、**バイオ燃料の導入促進策と海洋における石油・天然ガスおよびメタンハイドレードの開発計画について審議**された。まず、短期的なバイオ燃料の導入促進策としては、今年5月に揮発油等品質確保法(品確法)を改正し、**ガソリン、軽油にエタノールなどを混和する事業者(特定加工業者)に対して事前登録や混合ガソリン、軽油の品質確認の義務付けが規定されることとなり**、技術的基準を定める政省令を整備したうえで、**来年2月までに施行すること**などが報告された。**中長期的取組みとしては、食料と競合せず、持続可能性などの課題を克服できるセルロース系の次世代エタノールの技術開発を推進**していくことなどが挙げられた。

各委員からは、①**バイオ燃料の混和に当たっては厳格な管理を行わないと重大事故などにつながる可能性**があり、加工・販売過程でも消費者に分かる形で情報提供して欲しい、②**セルロース系バイオ燃料の開発については期待値が先行**しており、現状がよく見えない、③**バイオ燃料は環境持続性基準の議論が高まるなど、世界では大きな動き**があり、最新の動向をよく分析しながら検討を進めていくことが肝要である、などの意見が出された。なお、**改正「品確法」の施行に当たっての技術的基準については小委員会を設置し、審議**することが了解された。

一方、**昨年7月に施行された海洋基本法に基づき**、今年3月に海洋基本計画が閣議決定されたが、その中で今年度中に「**海洋エネルギー・鉱物資源開発計画(仮称)**」を策定することとされており、**石油分科会には石油・天然ガスおよびメタンハイドレードの開発計画が諮問**された。事務局から開発計画の骨子案、論点などが提示されたが、メタンハイドレードの開発について、委員から**骨子案では「平成30年度までに技術整備、経済性、環境影響などを検証し、将来の商業化を目指す」としているが、メタンハイドレードの採取技術は難しく、今後10年でそこまで進めるのは無理であり、国民に対してバラ色の資源であるかのような印象を与えるのは問題**であるとの指摘もあった。今回委員から出された意見なども踏まえ、来年1月下旬に開催予定の次回分科会で「**海洋エネルギー・鉱物資源開発計画**」(案)が提示され、議論される予定である。

(総合企画グループ マネージャー 村澤 嘉彦)